

(別紙 2)

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 壽楽浩太

申請者の論文は、別紙 1 の論文要旨にあるように、公共性をキーワードにして、エネルギー関連巨大技術の立地決定プロセスを分析したものである。これらの意思決定プロセスは、しばしば迷走し、偏向し、修正不能な対立を生む。その原因と対応策を検討するために、申請者は原子力発電所 (2 地域)、風力発電の風車、核廃棄物処理場といった 3 種類 4 地域にわたって、性質の異なる施設を対象に、立地決定プロセスを綿密に調査し、比較検討を加えた。その結果、公共性が「視野狭窄」に陥ることが、決定プロセスの機能不全を招来していることを明らかにし、このような問題を解決するために、既存の科学技術社会論、社会学、科学技術中心主義の限界を乗り越えるための専門家間の連携促進を提言している。

審査委員からは、論文全体の構成が明確であり、論旨も一貫している点が高く評価された。とくに、実態調査の部分と理論的枠組みの部分との対応関係や整合性が予備審査の段階に比べると格段に整理されて見通しが良くなっており、結論の説得力を高めることに成功している。今後の原子力問題やエネルギー政策をめぐる議論において、是非適用して欲しい議論であるとの意見も出された。

一方で、以下のような疑問点も指摘された。

第一は、公共性に関するものである。申請者は公共性を一般的な意味で使用しているが、社会学でも公共性概念にはさまざまな考え方や定義付けがある。申請者が使用しているような、議論が興ることがとにかく公共性を高めるという立場に立つならば、なぜその立場を採用するのか、また申請者がイメージしている公共性概念はどのようなものなのかをさらに明確にする必要がある。

公共性概念の定義付けが曖昧であるために、もうひとつ別の問題も生じている。申請者が主張するように、公共性が多数あることはこの論文の実地調査の部分からも良く分かるが、各地域あるいは社会全体にとっての「守るべき公共性」は、誰が、どう扱っていくのかは、不明瞭なまま残されている。具体的な対応策を考える上では、これらの点をさらに明確に把握することも必要であろう。

第二は、第一点とも関係するが、公共性の「視野狭窄」に関する点である。この概念についても、感覚的には納得できるものであるが、実際に視野が狭まっているという事態が何を

意味しているのかがもうひとつ良く分からない。原発立地と風車立地の場合は、同じ視野狭窄と言ってよいのか、そもそも両者を比較可能なのか、申請者の批判するアンダーディターミネーションと視野狭窄がどう関係するのか、といった諸点が不明瞭である。原発と風車それぞれの立地決定をめぐって生じている議論のねじれは、表層的に視野狭窄的に見えるだけという可能性もあり、そうではないのだと主張するためには、風車立地決定において何が視野狭窄になっているのかを、より説得的に示す必要がある。また、そもそもこの論文では「公共性の視野狭窄」が立地決定過程の機能不全を招くとしているのだから、第一の問題点として指摘した公共性概念がより明確に定義付けされなければ、視野狭窄も定義することはできない。したがってこの第二点は第一点と合わせて検討すべき問題であろう。申請者はこれらの概念装置を用いることで、既成の意思決定プロセスの機能不全を繰り返さないという実利が得られれば良いとしているが、実践的側面としてはそれで良いものの、理論的作業としてはそれでは何が原因で何が結果かわからず、議論がトートロジーに陥る可能性も指摘された。

第三の問題点は、今後の対応策に関する問題である。これについてはさらに2つに細分化される。まず、上記第二点の視野狭窄に関連して、意思決定プロセスに「幅広の公共性」を担保することが必要だと申請者は主張しているが、逆にそれによって事態が混乱する可能性が考えられる。視野が狭いからリスクとベネフィットの比較考量が可能なのであり、この対象範囲を広げると、リスクとベネフィットの尺度や単位が異なる状態を招来し、相互に比較考量ができない状態、あるいは共約不可能な状態になってしまう可能性がある。このような事態を招かないようにするための、何らかの防御策が事前に必要ではないか。

申請者が最終第6章で、専門家間の知識を総合していくインタープリターの必要性を主張しているのは、ある意味、このような懸念をあらかじめ意識してのことであると思われる。しかし、このインタープリターについてもさらなる検討が必要であろう。本来、異なる展望を導入し、意思決定が視野狭窄に陥らないように差配し、議論の限定性を低減するための存在であると考えられる。しかし、たとえばインタープリターたりうる人材の供給フィールドが科学技術社会論（STS）領域に限られるとすれば、それは「もうひとつの新たな限定性」を導入する結果になってしまい、逆効果になる可能性が考えられる。

第四点は、既成の諸学問領域との関係についてである。申請者は、社会学は権力批判論に寄りかかりすぎており、STSは市民参加を所与の目的としすぎており、社会工学のような技術主導も社会の同意形成には不十分であると既存諸領域を批判し、新たな枠組みの必要性を主張している。いずれの指摘も一定の妥当性をもっているが、一方で、社会学における権力論に対する批判は権力（あるいは権力論そのもの）に対するイメージがやや古いものであるし、STSも市民参加を目的とするものばかりではない。既存諸領域をやや図式的にとらえず

ぎているといえる。そのため、代替案として申請者が提案する方策も、決して十分なものはなっていない。場合によっては、市民参加が進むことでかえって視野狭窄も進み、しかも参加は進んでいるので気がつかない、という可能性もある。また、専門的知識を総合するためのインタープリターについても、必要性は認められるものの、実現可能性は高くはないとも指摘された。

これらの諸点は、しかし、論文の構成と論旨が明快になったために浮上してきた問題ともいえる。また、必ずしも現段階ですべてを解決しなければならないという性質の問題でもなく、申請者がこれから時間をかけて対応し、また実現可能性を高めていく方向で努力していくべき課題というべきものであろう。

以上の諸議論および申請者からの応答を踏まえ、審査員のみで厳正な審議をおこなった結果、本審査委員会は、本論文が博士（学際情報学）の学位に相当するものと判断する。

以上